



広島県トライアスロン協会  
規約

# 広島県トライアスロン協会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、広島県トライアスロン協会(以下「本会」という。)と称する。

### 第2条 (事務局)

本会は、事務局を広島市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本会は、広島県におけるトライアスロン、デュアスロン及びそれらの関連競技(以下、総称してトライアスロンという。)の普及および振興を図り、会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)トライアスロンの普及及び指導。
- (2)トライアスロンの大会及び競技会の開催。
- (3)トライアスロンに関する講習会の開催及び指導者の育成。
- (4)広島県内のトライアスロン大会及び練習会等の公認、支援。
- (5)トライアスロンの大会及び競技会への代表参加選手の選定、推薦及び派遣。
- (6)トライアスロンに関する機関紙及び刊行物の発行。
- (7)日本トライアスロン連合に加盟すること、ならびにその事業への協力。
- (8)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

### 第5条 (会員の種別)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1)一般会員 高校生会員を除く15歳以上の者を対象とする。
- (2)家族会員 一般会員で2名以上が同居の場合、2名からを対象とする。
- (3)学生会員 日本学生トライアスロン連合登録会員を対象とする。
- (4)高校生会員 高等学校に在籍する者を対象とする。
- (5)ジュニア会員 15歳未満の者を対象とする。

- (6) 賛助会員 本会の事業を援助する個人または団体とする。
- (7) 名誉会員 本会对し、特に功勞のあった者で総会で承認された者とする。

#### 第6条 (入会)

入会を希望する者は申請書と会費を事務局に提出し、理事会の承認をもって会員とする。ただし名誉会員は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

#### 第7条 (継続)

継続を望む会員は、当該会計年度が終わるまでに、翌年度の会費を納入しなければならない。

#### 第8条 (会費)

- (1) 会費は別途細則に定める。
- (2) 名誉会員は会費を要しない。
- (3) 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

#### 第9条 (資格の喪失)

会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### 第10条 (退会)

会員が退会しようとするときはその事由を付して退会の旨を事務局に申し出なければならない。

#### 第11条 (除名)

会員が以下のいずれかに該当するときは理事会の議決を経てこれを除名する。

この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけたとき。
- (2) 本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 会費を3年以上滞納したとき。

### 第4章 役員等

#### 第12条 (役員)

本会に、次の役員を置く。ただし、会長、監事は理事としての役割は負わず、以降に定める理事の職務及び理事会での議決権は有さない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 3名以内

- (5) 理事 25名以内
- (6) 監事 3名以内

#### 第13条 (役員を選任)

役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、総会の議決を経て選任する。
- (2) 理事長を除く役員は、理事長の指名により、総会の承認を得て選任する。
- (3) 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### 第14条 (役員職務)

- (1) 会長は本会の業務を総理し、本会の業務遂行に資する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職を代理し、またはその職務を行う。また、副会長は理事の職務及び理事会での議決権を有する。
- (3) 理事長は本会の業務を統括し、理事会の議決に基づき本会の業務を掌理する。
- (4) 理事長は、会長、副会長が共に事故あるときまたは欠けたときは、その職を代理し、またはその職務を行う。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序でその職を代理し、またはその職務を行う。
- (6) 理事長以下理事は、理事会を組織し本会の目的達成のため必要な事項を議決し執行する。
- (7) 理事は、理事会の議決に基づく業務が円滑に遂行するための任務を負う。
- (8) 監事は、本会の財産及び業務執行の状況を監査し総会に報告する。

#### 第15条 (役員任期)

- (1) 本会の役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

#### 第16条 (顧問、参与および参事)

本会は役員以外で必要に応じて顧問、参与および参事をおくことができる。

- (1) 顧問 4名以内
- (2) 参与 4名以内
- (3) 参事 必要人数

#### 第17条 (顧問、参与および参事を選任)

- (1) 顧問、参与の選任は、理事長が指名し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (2) 参事の選任は、理事長が指名し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

#### 第18条 (顧問、参与および参事職務)

- (1) 顧問は本会の運営に関する重要な事項につき、理事会の諮問に応ずることのできる識者または要人等に相当する者とする。
- (2) 参与は本会の業務に関する重要な事項につき、理事会の諮問に応ずることのできる本会の役員経験者または、これに相当する者とする。

(3) 参事は理事会の要請を受け本会の特定の重要業務を掌理する。

第19条 (顧問、参与および参事の任期)

- (1) 本会の顧問、参与および参事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第20条 (専門員)

本会は事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、以下の専門員をおくことができる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 委員長 20名以内
- (3) 専門委員 20名以内

第21条 (専門員の選任)

専門員の選任は、理事長が指名し、理事会の承認を得て選任する。

第22条 (専門員の職務)

- (1) 事務局長は本会が円滑に機能するための事務業務全般を行なう。
- (2) 委員長は委員会を組織し、理事会で分担された業務を遂行する。
- (3) 専門委員は委員長とともに理事会で分担された業務を遂行する。

第23条 (専門員の任期)

- (4) 本会の専門員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 補欠または増員により選任された専門員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (6) 専門員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

## 第5章 会議

第24条 (総会の構成)

総会は当該年度の会費を納付した第5条1、2号の一般会員、家族会員を構成員として組織する。

第25条 (総会の招集)

総会は、年1回開催し、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催できる。

第26条 (総会の議長)

総会の議長は会長とする。ただし会長は代理のものを議長に指名できる。

第27条 (総会の議決事項)

総会はこの規約で定めるもの及び以下の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算。
- (2) 役員等の選任についての事項。

- (3) 事業計画及び収支予算についての事項。
- (4) 規約の制定、改廃についての事項。
- (5) その他、本会の業務に関する事項で、理事会において必要と認めたもの。

第28条 (総会の表決数等)

- (1) 総会は構成員の出席者をもって開催する。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者および他の構成員を代理人として表決を委任したものは出席したものとみなす。
- (2) 総会の議決は構成員の出席数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第29条 (総会の議事)

総会の議事および議決した事項は議事録に残し、これを保管する。  
議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第30条 (理事会の構成)

- (1) 理事会は理事をもって組織する。
- (2) 理事会には理事会の要請により会長、副会長および専門員他に出席を求め、意見を受けることができる。ただし、これらの者は議決権を有さない。

第31条 (理事会の招集)

理事会は、年4回以上開催し理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時に開催できる。

第32条 (理事会の議長)

理事会の議長は理事長とする。ただし理事長は代理のものを議長に指名できる。

第33条 (理事会の議決事項)

理事会はこの規約で定めるもの及び以下の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業計画を遂行するための具体的な業務についての事項。
- (2) 予算の執行についての事項。
- (3) その他、本会の業務遂行に関する必要事項。

第34条 (理事会の表決数等)

- (3) 理事会は理事の過半数以上の出席者をもって開催する。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者および他の理事を代理人として表決を委任したものは出席したものとみなす。
- (4) 理事会の議決は理事の出席数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第35条 (理事会の議事)

理事会の議事および議決した事項は議事録に残し、これを保存する。

## 第6章 資産及び会計

#### 第36条 (資産の構成)

本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産。
- (2) 会費。
- (3) 資産から生ずる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入。

#### 第37条 (資産の管理)

本会の資産は理事長のもと事務局長が構成する事務局が管理、保管する。ただし、保管については理事会の議決を経て移管することができる。

#### 第38条 (資産の処分)

資産は譲渡、交換、廃棄及び担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会の議決を経て、これらの一部を処分することができる。

#### 第39条 (資産の報告)

本会の資産は収支決算書として会計年度ごとに総会で報告し承認を得なければならない。

#### 第40条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第7章 規約の変更及び解散

#### 第41条 (規約の変更)

この規約は理事会の議決ののち、総会の議決を経て変更することができる。

#### 第42条 (解散)

本会の解散は理事会の議決ののち、総会の議決を得なければならない。

#### 第43条 (残余資産の処分)

本会の解散に伴う残余資産は理事会の議決ののち、総会の議決を経て本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

### 第8章 補足

#### 第44条 (帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧)

事務所には次に掲げる帳簿及び書類等を備え付けておかななければならない。またこれらは一般の閲覧に供する

ものとする。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員、顧問、参与、参事及び専門員等の名簿
- (4) 会議の議事録
- (5) 事業報告書及び収支計算書
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 財産目録
- (9) その他必要な帳簿及び書類等

以上のうち、6、8号の書類については3年間分を備えておくものとする。

#### 第45条 (細則)

この規約の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

#### 付則

1994年3月5日	制定	1994年3月5日より施行。
1995年4月8日	一部改正	1995年4月8日より施行。
1997年4月5日	一部改正	1997年4月5日より施行。
1998年4月5日	一部改正	1998年4月5日より施行。
2001年4月21日	一部改正	2001年4月21日より施行。
2003年4月26日	一部改正	2003年4月26日より施行。
2005年4月24日	一部改正	2005年4月24日より施行。
2006年5月13日	一部改正	2006年5月13日より施行。
2008年5月18日	一部改正	2008年4月1日より施行。
2010年4月11日	一部改正	2010年4月1日より施行。